冊子1

令 和 6 年 2 月

定例教育委員会

1

· 商、利 日 · 河 · 京

2月定例会(1)

開 催 日 時 令和6年2月19日(月) 10時00分

開催場所

県庁行政棟「教育委員会室」

- 1 開 슾
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議 案
 - 第30号議案 教員採用選考試験の見直しについて

(高校教育課・義務教育課)

○ 第31号議案 第五次長崎県子ども読書活動推進計画 (案) について

(生涯学習課)

- 5 報
 - (1) 県立時和特別支援学校の開校について

(特別支援教育課)

(2) 令和6年度県立学校校長・副校長及び教頭選考試験の結果について (高校教育課)

(3) 令和7年度長崎県公立学校教員採用選考試験について

(高校教育課・義務教育課)

教員採用選考試験の見直しについて

(提案理由)

本県が求める教員の資質及び受験者数の確保を図るため。

(内 容)

1. 全国オンライン試験の申請方法について

・志願申請方法の簡略化を図り、志願者増につなげるとともに、作業効率を上げるため。

《現行》	《変更》
郵送	電子申請

2. 臨時免許状の取得を前提に出願できる校種・教科について

・特別支援学校で技術・美術・音楽を担当できる優秀な人材を確保するため。

《変更》
【対象校種・教科】
中学校教諭(家庭・英語)
高等学校教諭(家庭・英語)
特別支援学校教諭(技術・美術・音楽)

3. 特別採用選考について

- ① 離島教育特別採用選考について
- ・通算10年とすることで志願者を増やし、長期的に地域に根ざし、離島での教育を推進する人材を確保するため。

《現行》	《変更》
【対象】小学校教諭	【対象】小学校教諭
採用から10年連続して、原則同	採用時を含めて通算して10年、原
一離島市町に勤務できる者。	則同一離島市町に勤務できる者。
(離島市町は、対馬市・壱岐市・	(離島市町は、対馬市・壱岐市・五島
五島市・新上五島町を基本とす	市・新上五島町を基本とする)
る)	
【採用予定者数】4名	【採用予定者数】 <u>4名程度</u>
【加点制度】なし	【加点制度】 <u>大学又は大学院において</u>
	_(科目等履修生を含む)、「複式教育
	論」「小規模教育論」などの科目の単
	位を取得している者に対しては、第1
	次試験において、3点を加点するもの
	とする。

② 大学推薦特別採用選考の対象教科・科目について

・特に志願者の少ない教科・科目について、新たに大学の推薦枠を設けること で、優秀な人材を確保するため。

(及力ながらに呼ばり むため	
《現行》	《変更》
【対象校種・教科】	【対象校種・教科】
小学校教諭	小学校教諭
中学校教諭(国語・理科・音楽・美術・	中学校教諭(国語・理科・音楽・美術・
技術・家庭・英語)	技術・家庭・英語)
高等学校教諭(国語・英語・家庭・	高等学校教諭(国語・地歴・数学・
工業)	英語・家庭・ 情報・
特別支援学校教諭	工業・ 商業)
	特別支援学校教諭

4. 免除申請について(臨免)

- ① 申請要件について (第1次試験の教職・一般教養試験 免除)
- ・申請要件を緩和することで、学校において勤務している臨時的任用者の受験 における負担軽減と、優秀な人材を確保するため。

《現行》	《変更》
平成31年度から令和6年度において、	令和5年度において、本県国公立学校に
本県又は本県以外の国公立学校で3か	教員として臨時的に任用され、優秀と認
年度(障害者特別採用選考は2か年度)	められた者のうち、令和6年度において、
以上臨時的任用等教職員を経験した者	本県国公立学校に教員として臨時的に任
(各年度の任用期間は、長短にかかわら	用された者(非常勤講師及び任期付短時
ず1年と算定する)のうち、令和6年度	間勤務職員を含む)。
において、本県国公立学校に教員として	
臨時的に任用され、優秀と認められる者	
(非常勤講師及び任期付短時間勤務職	
員を含む)。なお、本県以外の国公立学	
校において本務教職員又は臨時的任用	
等教職員としての勤務経験がある者に	
ついては、申請時に平成31年度から令	
和 5 年度までの勤務を証明できるもの	
を提出すれば、勤務経験に加えることが	
できる。	

② 免除内容について (第1次試験の全て 免除)

・即戦力となる優秀な教職員の確保のため。

《新規》					
対象		免除内容			
小学校教諭 中学校教諭 特別支援学校教諭	令和4、5年度において、本県国公立学校に教員として 臨時的に任用され、特に優秀と認められた者のうち、令 和6年度において、本県国公立学校に教員として臨時的 に任用された者(非常勤講師及び任期付短時間勤務職員 を含む)。	<u>第1次試験</u> の全て			

5. 高等学校保健体育における特定競技の採用について

・高等学校の魅力化による特色ある学校づくりを図るうえで、特定競技の指導 者が必要な場合、その採用を優先的に行うため。

《新規》					
対象					
高等学校教諭 (保健体育)	高等学校保健体育の採用予定者数○○名(うち最低1名は専門競技が ■■の者とする)。				

第五次長崎県子ども読書活動推進計画(案)について

(提案理由)

第五次長崎県子ども読書活動推進計画(案)は、現在の第四次計画が今年度末に 終期を迎えることから、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、新たに 令和6年度からの本県の子ども読書活動に関する施策の方向性や具体的な取組を示し た計画を策定するものである。

(内 容)

1 計画期間及び趣旨

第五次長崎県子ども読書活動推進計画(案)の計画期間は、令和6年度から5年間とし、第四次計画H31~R5)の成果や課題の検証、社会情勢の変化や国の第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、県民総がかりで子どもの読書活動を推進していく指針として作成する。

2 内容構成

- (1) 第五次計画の策定の趣旨
- (2) 第四次計画期間における成果と課題
- (3) 第五次計画の基本テーマと重点課題
- (4) 子どもの読書活動推進のための方策
 - ① 推進体制
 - ② 家庭における子どもの読書活動の推進
 - ③ 地域における子どもの読書活動の推進
 - ④ 学校等における子どもの読書活動の推進
 - ⑤ 第五次計画における数値目標
 - ・読書の好きな子どもの割合〈共通〉
 - ・1か月の読書冊数〈共通〉
 - ・不読率(1か月に本を1冊も読まなかった児童生徒の割合)〈共通〉
 - ・市町における「子ども読書活動推進計画」の策定率〈推進体制〉
 - ・家庭における読み聞かせ(週1回以上)の実施率〈家庭〉
 - 子ども読書活動に取り組む民間ボランティアの数〈地域〉
 - ・授業において学校図書館・図書資料を月に4回以上活動した学校の割合

〈学校〉

※計画冊子は別添のとおり

(補 足)

1 策定経過

○令和5年 6月 第五次長崎県子ども読書活動懇談会(第1回)

・第四次計画の取組の現状と課題及び第五次計画の骨子を協議

○令和5年 9月 第五次長崎県子ども読書活動懇談会(第2回)

第五次計画の素案及び数値目標を協議

○令和5年10月 第五次長崎県子ども読書活動懇談会(第3回)

第五次計画の素案協議(文書会議)

○令和5年11月 11月臨時教育委員会で素案を協議

11 月定例県議会(文教厚生委員会)で素案を協議

○令和5年12月 パブリックコメント実施(R5.12.4~R5.12.25)

7件の意見あり

2 計画素案に対する意見と計画への反映

〔意見への対応区分〕

A:素案に反映させるもの

B:素案に既に盛り込まれているもの、素案の考え方や姿勢に合致し、今後、遂行の中で反映させていくもの。

C: 今後検討していくもの。

D:反映が困難なもの。

(1) 11 月臨時教育委員会

番号	意見の要旨	対応	意見に対する考え方
1	一斉読書に取り組む学校の割合の減 少が気になるところ。小学校における 読書活動の推進を強めていかなけれ ばならない。	В	学習指導要領の改訂により授業時数が増加した小学校においては一斉読書の時間を確保することが難しい状況であることから、様々な工夫を通じて常に読みたい本が子どもたちの手元にある環境づくりを推進していく。〔計画書 P17〕
2	地域の図書館へ行くことが困難な子 どもがいる。図書館と学校との連携を 図り、本の貸出を行うなどの工夫をし て子どもが読書に触れる機会を増や してほしい。	В	県立図書館による県立学校や私立学校への協力貸出を行うなど、公立図書館と学校との連携を進めていく。 〔計画書 P22〕
3	「読書」と「読書活動」について、言 葉の整理が必要ではないか。	A	下記のとおり加筆し、読み聞かせやブックトークなどさまざまな読書活動を工夫していくことの重要性を示した。 [計画書 P1] 〇第1章 第五次計画の策定にあたって子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。また、人生百年時代の到来を受け、読書の重要性は増し、人々が生涯に知れたって本に親しみ、豊かな人生を送る社会の実現が望まれています。このような状況において、すでで子どもたちと本をつなぐために読書環境を整備するとともに、読み聞かせやブックトーク、ビブリオバトルなど、さまざまな読書活動を工夫していくことは、子どもの成長に携わる私たちの責務であるといっても過言ではありません。

4	「不読率」が読書をしたことについて の評価であるのなら、積極的に読書活 動に取り組んだことの評価はできな いのか。	В	新たに「読書が好きな子どもの割合」を数値目標 に掲げて取組を推進していきたい。 〔計画書 P29〕
5	「長崎県の子どもにすすめる本 500 選」の取組は、自分が本当に読みたい 本を見つけることが難しいと思う小 学生がいると思われるから良い取組 だと思う。	В	「長崎県のおすすめの本リスト」(乳児、幼児、 小学生、中学生、高校生、成人)を作成・配布し、 読書のきっかけ、読書の習慣付けを支援する。 このこととあわせて、子ども同士がおすすめの 本を紹介し合うなどの取組を推進していく。
6	おすすめリストは20冊程度を頻繁 に紹介していく方が効果的ではない か。	В	〔計画書 P21、P26、P28〕
7	学校や行政の取組ばかりに期待して、 今後、家庭での読書活動がおろそかに なっていくようなことが心配。	В	読書の意義や家庭における読書の習慣付けの重要性についての理解を図るため、様々な機会を通じて周知していく。また、家庭読書の継続に向け、公共図書館等の活用を推奨する。 〔計画書 P20〕

(2)11月県議会

番号	意見の要旨	対応	意見に対する考え方
1	公共図書館が近隣にない学校がある ので、電子書籍の活用を含めた計画に してほしい。	В	図書館から離れた地域で生活する子どもたちの 読書活動を支える環境整備のため電子書籍貸出 サービスの充実を図る。
		-	〔計画書 P24〕
2	中学生、高校生は電子書籍を利用しているというアンケート結果があるので、誰もがアクセスしやすい図書館アプリにしてほしい。	В	中高生の利用を促進するため、意見も踏まえ、ア プリの登録と利用に関する周知を行うほか、図書 館教育に携わる教職員の資質向上の研修会等で 説明を行う。
			[計画書 P 26]
3	学習支援のためにも学校と公共図書 館の連携を進めてほしい。	В	学校図書館教育に携わる教職員向けの研修会において、公共図書館サービスに関する研修の充実を図る。 [計画書 P24]
4	教職員と学校司書、図書ボランティア 等が連携・協力して子どもの自主的な 読書活動を進められるよう支援して ほしい。	В	学校図書館教育に携わる教職員や学校司書、図書ボラティア等を対象に、子どもの読書活動の重要性の理解を深め、実践力を高めるための研修会を実施する。 [計画書 P28]

(3) パブリックコメント (主な内容)

番号	意見の要旨	対応	意見に対する考え方
1	親も学校も忙しい現代、少しでも子 どもに読書の機会があるといいなと 望む。	В	忙しい中であっても読書ができるように、「読みたい本がいつも子どものそばにある」というテーマを掲げ、本計画を推進していく。
	=0.		[計画書 P18]

2	学校支援センターの設置を計画的に 進めてほしい。	В	国の「学校図書館図書整備等5か年計画」に基づ き、学校および学校図書館への支援が充実される
	9		よう、市町教育委員会に学校図書館支援センター の設置をはじめ支援体制の充実について働きか ける。
		-	[計画 P19]
3	学校等におけるスローガン「引き出 そう!読みたい知りたい伝えたい」 を短くしてはどうか。	D	言葉の一つ一つが、本計画における学校の読書活動推進の方向性を具体的に示したものであることから、変更せずに本計画で用いていきたい。
4	数値目標「図書ボランティア数」は、 人口減少していることを踏まえた目 標数にすべきではないか。	D	学校や図書館をはじめ、病院や子ども支援センターなどの福祉・医療の場で読書活動の推進に努めておられる方、大学生など、子どもの読書活動に携わってくださるボランティアの輪を広げていきたいと考え、この目標値とする。 [計画書 P29]
5	県は本計画を基に、コーディネータ ーの役割を存分に発揮してほしい。	В	本県で育つ子どもたちのそばにいつでも読みたいと思える本がある環境づくりに、家庭、地域、学校等の社会全体で取り組んでいけるよう、推進の方向性を周知し、具体的な取組の推進に努め
6	子ども読書活動推進のための方策が 具体的に示されている。	В	る。
7	通常学級等における児童生徒へのD AISY図書・DAISY教科書の の活用を進めてほしい。	В	多様な子どもの読書を支える環境の整備・充実の ため、アクセシブルな書籍等の図書館サービスの 充実を図る。
	3 2 3 7		〔計画書 P24〕

報 告 事 項 (1)

特別支援教育課

件	名	県立時和特別支援学校の開校について		
概	要	1 開校に向けた準備状況		
		• 令和 4 年 2 月 第二期長崎県特別支援教育推進基本計画 第一次実施		
		計画において鶴南特別支援学校時津分校本校化を公表		
		・令和4年 9月 校名公募開始(1か月)		
*		・令和4年12月 設置議案(新校名)を定例教育委員会に附議		
		・令和5年 3月 2月議会において条例改正(県立高等学校等条例)		
		・令和5年 8月 校章の完成		
		・令和5年12月 校歌の完成 ※別紙2		
	8	• 令和 6 年 3 月 高等部棟増築工事完成		
		2 周知について		
		長崎新聞社が発行する「 生活情報紙とっとって motto! 」に掲載		
		掲載時期 令和6年1月26日 (金) ※記事の抜粋は別紙1		
et.	200	3 開校式について		
	,	(1) 日時 令和6年4月9日(火)13:30~14:20		
		(2)場所 長崎県立時和特別支援学校体育館(時津町西時津郷873)		
	-			

令和6年1月26日(金)発行 「生活情報紙とっとって motto!」関係部分抜粋



県立時和特別支援学校 いよいよ開校へ

時和開校の準備

分校化された2015年度の児童生徒数は62人。時津分校の教育への理解が進み、2023年度の児童生徒数は144人になりました。一方、児童生徒数の増加に伴い国の特別支援学校設置基準による教室不足などが課題になっていました。



校名由来专

校章デザインに反映しました

- ●時津町に位置し、時津分教室からスタートした 和が更に広がり発展していくイメージ
- ●令和の和として未来に向けて新しい時を刻む 前向きなイメージ
- ●長崎県の学校として平和を大切にする子ども に育ってほしいというイメージ
- ●実顔で和やかな子どもに育ってほしいという保 護者の願いに寄り添ったイメージ

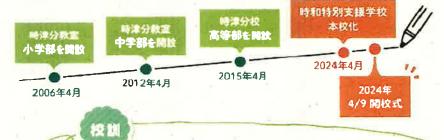


グリーン系

「とさわ(常盤)色」を選びました

- ●時津町の町木は「くすの木」で葉色はスクールカラーに近い。成木期に大木となり、時和の子どもたちが小中高の「時」をかけて〈威風堂々〉と成長するイメージ
- ●〈平和〉や〈調和〉をイメージさせる色で時和の 「和」との親和性をイメージ
- ●「ときわ(常飯)」には「いつまでも変わらないこと」の意味があり、これからの時和の子どもたちと学校の〈長寿〉〈繁栄〉をイメージ

県立鶴南特別支援学校時津分校は「第2期長崎県特別 支援教育推進基本計画-第1次実施計画-」(2022年2月 17日)のもと、校舎増築工事と2024年度の本校化に向 けた準備が大詰めを迎えています。



健やかて

豊かに学び 拓(ひら)く

校訓は、学校教育の 理念・目標を成文化したものです

- ●子どもたちの調和的な発達を支える最も基本的な「健」 やかな心身を養う教育を重視
- ●生活に結びついた「豊」富な体験活動と成功経験から得られる「学」びへの自信や意欲を高める教育を重視
- ●卒業後の進路実現に向けたキャリア教育のほか、スポーツや文化活動など生涯学習への意欲の向上を図る教育を重視



校舎増築など

高等部棟増築工事が進行中です。学習室も新設されます。校長室予事務室等の既存機内部の改修工事はほぼ 完成しました。

別紙2

時和特別支援学校学校校歌

作詞 高塚 かず子 作曲 三上 次郎







自分の翼で 未来を一人ずつ きりひらく ここを巣立つ いつも心を照らす

山の常盤木と 明日を ここで育つ ここで和む ここで育つ ここで和む ときれぎ みつめよう

果てしない空と 希望を上の上 みつめよう ここで学ぶる ここで学ぶ新しい風が吹く

時和特別支援学校 校歌

高校教育課

件名	7		令和6年度県立学校校長	・副校長及び教頭遺	選考試験の結果について	
概	E.	1	日程等		= 81.	
			①校長・副校長			
			方 法 面接			
			期 日 令和5年	12月13日 (水)	• 14日(木)	
				15日(金)	• 1.8日(月)	
			令和6年	2月 8日 (木)		
			②教 頭			
			方 法 面接			
ĺ		- 41	期 日 令和5年	12月18日 (月)	・19日(火)	
i in			A 1 1	20日(水)		
		2	選考結果			
>			区分	校長・副校長	教頭	
		ы	受 験 者	39 (3)	49 (8)	
			1 次合格者	※一次試験なし	28 (6)	
			最終合格者	18 (2)	16 (4)	
			最終倍率	2. 2倍	3.1倍	
		3	過去の状況(令和5年度	()は女性で内数	
		Ü	区分	校長・副校長	教頭	
			受験者	3 3 (4)	45 (6)	
			1 次合格者	27 (4)	32 (5)	
			最終合格者	15 (4)	17 (4)	
			最終倍率	2. 2倍	2. 6倍	
				()は女性で内数	
	4	4	結果通知		241	
-			所属長・本人あて	令和6年2月7	下旬	
3		5	今後の日程		*	
			合格者については管理	職候補者名簿に登載	し、任用はこの中から行う。	
2:			配置校については3月の内示の際に通知する。			

件	名	令和7年度長崎県公立学校教員採用選考試験について
概	要	1 試験期日・場所・内容
	- 1	(1) 第1次試験
		実施日:令和6年6月16日(日曜日)
		・場 所:県立長崎西高等学校、県立長崎北陽台高等学校
		・内 容:筆記試験(教職・一般教養、専門教科科目)
		実技試験(該当校種・教科科目のみ)
		(2) 第2次試験
		・実施日:令和6年8月21日(水曜日)から9月2日(月曜日)の
		うち1日または2日を指定して実施
		・場 所: 県教育センター
		・内 容:個人面接、実技試験(詳細は実施要項に記載)、
		適性検査(8月上旬にオンラインで実施)
		(3) 第2次試験(オンライン受験)
- 3		※小学校・中学校 ^{注)} 本免申請者で、オンライン受験を希望する者対象
		注)本免:他自治体の国公立学校本務教員に関する免除申請
	61	・実施日:令和6年8月24日(土曜日)
		・内 容:個人面接、適性検査(8月上旬にオンラインで実施)
		2 実施要項等交付
		(1) 開始日:令和6年4月9日(火曜日)(予定)
		(2) 入手方法: 高校教育課のホームページからダウンロードして入手。
		3 出願手続
		(1) 出願方法:原則としてインターネットを利用した電子申請で出願。
		※詳細は実施要項に記載。
		(2) 出願期間:令和6年4月15日(月曜日)午前10時から4月25日
		(木曜日)午後5時まで
		※郵送の場合は4月25日(木曜日)までの消印有効
		ただし、小学校・中学校本免申請者で、オンライン受
		験を希望する者は以下の期間とする。
		令和6年5月15日(水曜日)午前10時から7月
		26日(金曜日)午後5時まで(郵送の場合は7月26
		日(金曜日)必着)



